

特集

2022年4月から年金手帳が廃止に

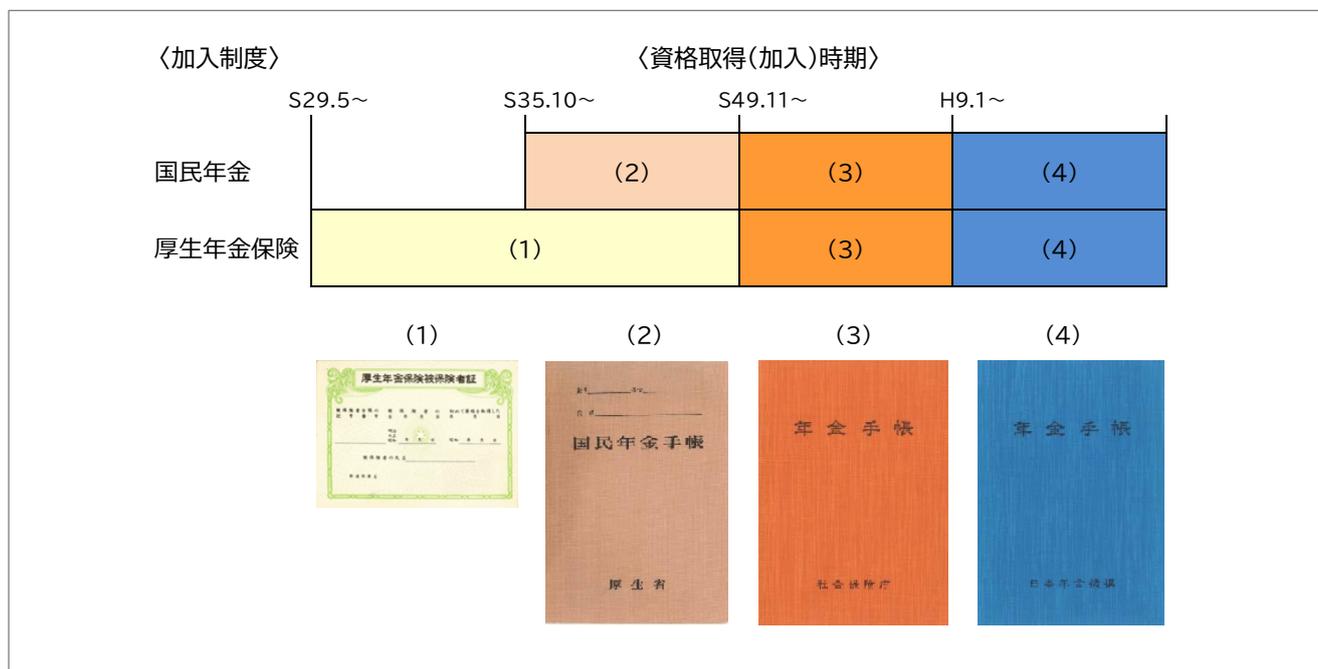
2020年5月29日に成立し同年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」のなかに「国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え」が盛り込まれています。

これにより、2022年4月1日から国民年金手帳の新規発行は廃止され、年金の諸手続には基礎年金番号通知書が使われることとなります。

【年金手帳は加入時期により異なる様式】

年金手帳は、年金制度に加入した時期によって様式が異なります（図1）。

<図1> 年金手帳の変遷



(1) 厚生年金保険被保険者証

1954(昭和29)年5月～1974(昭和49)年10月に厚生年金保険に加入した人に発行

(2) 茶色の手帳

1960(昭和35)年10月～1974(昭和49)年10月に国民年金に加入した人に発行

(3) オレンジ色の手帳

1974(昭和49)年11月～1996(平成8)年12月までに国民年金または厚生年金保険に加入した人に発行

(4) 青色の手帳

1997(平成9)年1月以降に国民年金または厚生年金保険に加入した人に発行

【なぜ廃止か】

年金手帳は、従来、①保険料納付の領収の証明、②基礎年金番号の本人通知という2つの機能を果たすものでした。ところが、被保険者情報はすでにオンラインシステムで管理されており、さらに、個人番号の導入により手帳という形式である必要性がなくなってきました。また、かつては多くの手続において国民年金手帳を添付する必要がありましたが、現在は、行政手続の簡素化及び利便性向上を推進する観点から、「基礎年金番号を明らかにする書類」で手続が可能となっています。こうした環境の変化を踏まえ、事業者の業務の簡素化及び効率化等を図るため、年金手帳の手帳という形式や役割を見直すこととなりました。

【基礎年金番号とは】

公的年金制度は1986(昭和61)年に現在の2階建ての制度として確立されましたが、このときはまだ、年金制度ごとに異なる番号により年金加入記録が管理されていました。そのため、転職等により加入する制度を移り変わった場合、1人の人が複数の年金番号を持つこととなり、管理上の問題となっていました。年金番号は、1997(平成9)年に基礎年金番号として統一され、国民年金・厚生年金保険・共済組合等といったすべての公的年金制度で共通して使用する「1人に一つの番号」になりました。

基礎年金番号は10桁の数字で表され、4桁と6桁の組み合わせとなっています。



※最初の4桁が加入時の年金事務所の符号、残りの6桁は個人に与えられる番号となっています。

【年金手帳から基礎年金番号通知書への切替えは？】

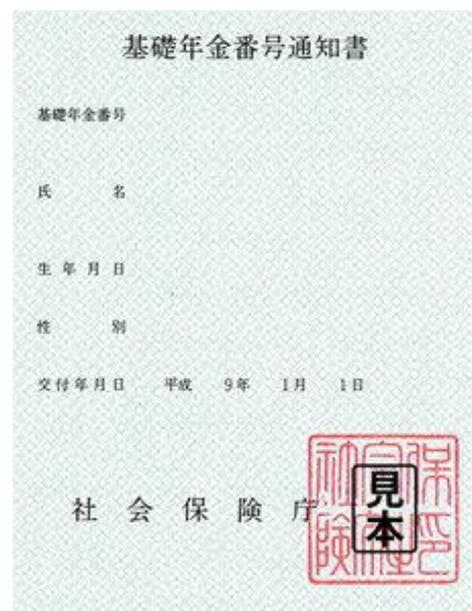
2022年4月1日以降に新たに国民年金や厚生年金保険に加入する人には、「基礎年金番号通知書」が送付されることとなります。

●経過措置

現行の年金手帳については、基礎年金番号を明らかにするものとして引き続き使用できます。ただし、紛失・棄損しても年金手帳は再交付されず、基礎年金番号通知書が交付されることとなります。

●新たな基礎年金番号通知書の様式（検討中）

- 年金手帳の代替として年金制度の象徴となるようなシンボリックなもので色付きの上質紙などを使用。
- 基礎年金番号、氏名、生年月日、交付日を明記し、厚生労働大臣印の印影を入れる。
- 現在、共済組合等の組合員に公布されている「基礎年金番号通知書」(図2)との統一を図る。
※共済組合等の組合員に公布されている基礎年金番号通知書は廃止されます。



<図2> 共済組合の加入期間しかない人に送付された「基礎年金番号通知書」(社会保険庁の期間)

【年金手帳廃止後の措置は？】

厚生労働大臣は、初めて被保険者資格を取得した人については、基礎年金番号通知書を作成して交付します。2021年6月30日、厚生労働省から「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第一一五号）が公布されました。これにより、船員保険法施行規則、厚生年金保険法施行規則、老齢福祉年金支給規則、国民年金法施行規則、沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令、年金手帳の様式を定める省令、雇用保険法施行規則、国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令等において、関連する規定が改正され、2022年4月1日より施行されます。

●厚生年金保険（一例）**<被保険者資格取得の届出>**

厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合は、直ちに、基礎年金番号通知書等を事業主に提出する必要があります。ただし、被保険者が事業主に個人番号を提出している場合を除きます。

<被保険者の氏名変更等>

被保険者の氏名に変更がある場合、基本年金番号通知書等の提出は必要としません。その際、事業主は基礎年金番号通知書に変更後の氏名を記載して被保険者に返還する必要もありません。

<所在不明の届出>

所在不明の届出を行うときには、受給権者の基礎年金番号通知書等を添付する必要があります。

<老齢厚生年金の裁定請求>

老齢厚生年金を請求する際の請求書には、受給権者の基礎年金番号通知書等を添付する必要があります。

<支給停止解除の申請>

支給停止解除の申請を行うときには、受給権者の基礎年金番号通知書等を添付する必要があります。

<年金額改定の請求>

年金額の改訂を請求する際の請求書には、受給権者の基礎年金番号通知書等を添付する必要があります。

●国民年金（一例）**<被保険者資格取得の届出>**

国民年金の被保険者資格を取得した場合は、直ちに、基礎年金番号通知書等を日本年金機構に提出する必要があります。

<被保険者資格取得の届出>

厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合は、直ちに、基礎年金番号通知書等を日本年金機構に提出する必要があります。

<被保険者の氏名の変更等>

被保険者の氏名に変更がある場合、基礎年金番号通知書を日本年金機構に提出し、基礎年金番号通知書の再交付の申請を受けます。

<老齢基礎年金の裁定請求>

老齢基礎年金を請求する際の請求書には、受給権者の基礎年金番号通知書等を添付する必要があります。

<支給停止解除の申請>

支給停止解除の申請を行うときには、受給権者の基礎年金番号通知書等を添付する必要があります。

<年金額改定の請求>

年金額の改訂を請求する際の請求書には、受給権者の基礎年金番号通知書等を添付する必要があります。

<保険料の免除等の申請>

保険料の免除（全額、一部）、学生等の保険料納付の特例等を申請を行うときには、受給権者の基礎年金番号通知書等を添付する必要があります。